

令和 4 年度地域包括支援センター(高齢者相談センター)

第三者評価の実施について

1 評価の目的

地域包括ケアシステムの構築にあたって、地域の総合相談窓口としての機能を果たしていくためには、地域包括支援センター（本市においては高齢者相談センター 以下「センター」という。）の運営が公平・中立を旨とし、安定的・継続的に行われていくことが重要である。

そのため設置者である習志野市は、センターの運営状況や事業内容等について客観的に評価し、市とセンターが互いに役割や現状を理解、共有し、効果的な取り組みが行われることを目的とする。

- (1) センターの市民への認知度の向上。
- (2) 評価情報に客観性を持たせ、公益性の確保に向けた情報公開を実施する。
- (3) 一連のプロセスを通じて、より良い運営・活動に向けた取り組みを推進する。

*介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び同第 9 項に基づき実施する。

2. 実施時期・頻度

第三者評価は、実施頻度を 3 年に一度、介護保険事業計画の中間年の実施とし、他の 2 年については、従来の業務運営評価(事業所の自己評価と担当課による調査)とする。

(予定)

	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	第 7 期計画			第 8 期計画			第 9 期計画		
評価 方法	自己評価 調査	第三者 評価	自己評価 調査	自己評価 調査	第三者 評価	自己評価 調査	自己評価 調査	第三者 評価	自己評価 調査

3. 第三者評価の実施

第三者評価（評価機関へ委託）	【参考】自己評価と担当課調査
調査方法・記入方法等の説明会を開催	センター会議で説明・通知
<評価の資料> 【自己評価】① ・事業所情報シート ・事業評価分析シート センター用：事業者で話し合いアンケートに答える。 職員用：個々に、主に記述方式でアンケートに答える。	<評価の資料> 【自己評価】 ・市独自の自己評価票を作成： 事業者で話し合いアンケートに答える。
第三者評価（評価機関へ委託）	自己評価と担当課調査
【利用者アンケート調査】② A：市内の居宅介護支援事業者用 B：センターの相談者（窓口利用者等） C：地域ケア会議関係者	
【訪問調査】 上記①～②の資料の集計・分析をもとに、評価者 2 人以上で現地調査（聞き取り・書類の確認）	【訪問調査】 自己評価票をもとに、担当課の職員 3 人で現地調査を実施（聞き取り・書類の確認）
参考資料：施設概要等事業者資料 ・事業計画書、事業報告書、チラシ等	
【評価】 評価機関が、自己評価、利用者アンケート調査、訪問調査、参考資料内容の集計・分析をもとに、評価結果を評価者合議の上で取りまとめ市に報告	【評価】 習志野市が、自己評価、訪問調査内容を取りまとめ総合的な評価を実施
センターに対して評価説明会を開催 評価結果を受け、改善事項がある場合は、センターから改善計画案の提出を求める。	センター運営受託法人へ結果通知及び改善事項の通知 改善事項通知を行った受託法人については、改善状況報告の提出を求める。
介護保険運営協議会に評価結果等を報告	
市ホームページで評価結果公表	

評価対象の時期は、令和4年9月末時点での状況とする。

※令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)及び

令和4年4月1日～令和4年9月30日の期間について評価する。

4. 調査項目

- (1) 運営体制・共通的事項
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (5) 介護予防ケアマネジメント業務
- (6) その他の業務

● 調査対象センター

名称(受託法人)	住所	地区
谷津高齢者相談センター (社会福祉法人 慶美会)	谷津5丁目16番33号 谷津コミュニティセンター内	谷津、谷津町 奏の杜
秋津高齢者相談センター (社会福祉法人 慶美会)	秋津3丁目4番1号 総合福祉センター内	袖ヶ浦、秋津 香澄、茜浜 芝園
津田沼・鷺沼高齢者相談センター (社会福祉法人 清和園)	鷺沼1丁目2番1号 保健会館内	津田沼、鷺沼 藤崎、鷺沼台
屋敷高齢者相談センター (社会福祉法人 豊立会)	屋敷4丁目6番6号 東部保健福祉センター内	花咲、屋敷 泉町、大久保 本大久保
東習志野高齢者相談センター (社会福祉法人 八千代美香会)	東習志野2丁目10番3号 地域交流プラザ ブレーメン習志野内	実籾、新栄 東習志野 実籾本郷